

少額随意契約の予定価格に関する指定都市市長会要請

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める、いわゆる「少額随意契約」は、同法で一般競争入札が原則とされている中で、少額な予定価格の契約まで競争入札を行うことにより地方自治体の事務量が増大し、能率的な行政運営が阻害されるおそれがあることから、例外的に随意契約を可能とする制度である。

同法施行令第167条の2第1項第1号別表第5に定める上限額については、昭和57年10月の第37次改正法の施行から改正されておらず、地方自治体の契約の現状や消費税率の引上げ、物価上昇等の社会経済情勢を反映していない。特に、工事又は製造の請負で都道府県及び指定都市の場合においては、昭和57年度時点における上限額は250万円で、建設工事費デフレーター（国土交通省）により現在の価値に換算すると、おおよそ395万円となることである（建設総合：75.9（1982年度）→120.0（2022年度（暫定）））。

内閣府が実施している「地方分権改革に関する提案募集」においても、上限額の引上げが提案されてきたところであり、総務省は、平成30年の提案に対し、「国の少額随意契約の要件と均衡を図る必要があり、今後国の動向を注視していく」との見解を示したが、その後見直しは行われていない。

また、こうした中で、近年の物価上昇により中小建設業界を取り巻く事業環境はより深刻な状況におかれている。この少額随意契約の上限額を見直す規制緩和を行うことにより、地方自治体は、より迅速に、能率的に工事を執行することが可能となり、地元中小建設事業者にとっても、地方自治体からの発注手続が迅速化されることによる契約事務の負担が軽減され、公共工事も速やかに実施されることから、結果的に人件費や資材等の高騰に苦慮する地元建設業界の事業環境の改善や地域経済の活性化にも寄与するところとなる。

以上のような状況を鑑みて、下記のとおり少額随意契約についての見直しを要請する。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める上限額については、昭和57年度から見直しが行われていないことから、物価上昇などの社会経済情勢を考慮し、国の少額随意契約制度の見直しを含めて、地方自治法施行令の改正を行うこと。
- 2 地方分権を推進する観点から、地方自治法施行令について、少額随意契約を可能とする「上限額」を「基準額」とするなど、各地方自治体が地域の実情に応じて自主的に定めることを可能とする制度設計を併せて検討すること。

令和5年11月21日
指定都市市長会